



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

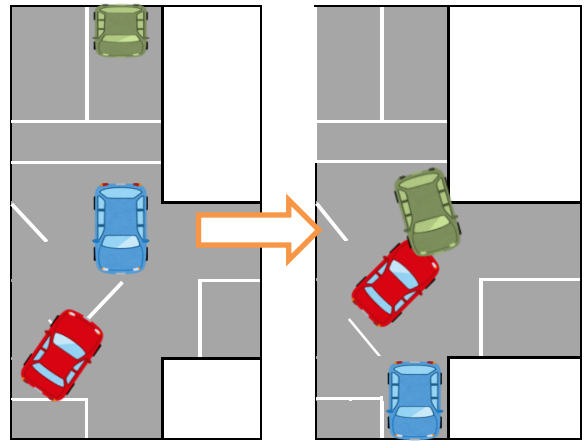
セーフティ123に参加されているみなさん！宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事件事例から学ぶ安全運転 テーマ 「先に行ける、…と思った??」

【事故概要】
右折待ち中、遠方から交差点に接近する対向車との距離が十分にあると思い、右折したところ、直進中の対向車と交差点内で衝突した。

ドライバー語録

- 「右折する前に、ちゃんと対向車を見ていましたよっ!!」
- 「対向車との距離も十分に離れていると思ったんですよ。」
- 「先に行けると思ったから右折したんです」
- 「でも、遠くに見えていたはずの対向車が、思っていたよりも近くに…」
- 「対向車が急に見えたんですよ、おそらく対向車がスピードを出してきたんでしょ?」



対向車の見え方には、こんな落とし穴が!!

人間の目の特性として、個人差はありますが、物体が右から左へ横に流れる場合には、目測で速度や距離などを概ね正しく認識することができます。

しかし、物体が前方から向かってくる場合には、物体の大小による錯覚などの作用が働くため、目測で速度や距離などの情報を正しく捉えることが非常に難しいのです。

同じ位置の物体でも、大きい物体は近く手前に見えて小さい物体は遠く奥に見えますよね。特に、目測速度は、実際の速度よりも遅く捉えてしまう傾向にあるため、つい、先に行けると思っていたはずが、対向車にクラクションを鳴らされてヒヤッ!!としたことも。



右折する場合には、こんな危険も

交差点を右折したことにひと安心と思いきや、次の瞬間「ドンっ」。1台の自転車が右方から左方に走行していたの…全く見えなかった。いや、前をちゃんと見ていたから自転車を見落とすなんて絶対ありえない、と思いますよね、実は、1台の自転車は運転席のピラー部分と重なり、自転車の姿は隠れて見えていませんでした。皆さん、左右の安全確認は当然のことですが、意外とこんな危険も潜んでおりますので、見えていない箇所は「見ようとする努力」が必要です。
※ピラーとは・・・窓柱（車体の屋根部分を支えている窓ガラスと車体の間にある柱）。

令和元年宮城県秋の交通安全県民総ぐるみ運動について

秋の交通安全県民総ぐるみ運動が、9月21日（土曜日）から9月30日（月曜日）まで実施されます。

※ **9月30日（月曜日）は「交通事故死ゼロを目指す日」**です。

☆運動重点☆

- 1 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 2 高齢運転者の交通事故防止
- 3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 飲酒運転の根絶



秋口における日没時間の早まりとともに、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながる恐れのある歩行中・自転車乗用中の交通事故の増加が懸念されます。

そこで、「事故を起こさない」だけでなく、「事故に遭わない」ためにも、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を身につけましょう。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。

交通事故 相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。）
相談窓口 弁護士法律相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）

窓口	電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日